

注 意

個人番号（マイナンバー）について

裁判所の手続では、個人番号（マイナンバー）は必要ありませんので、次の事項に注意してください。

- 1 訴状，申立書，答弁書，準備書面，申請書等，裁判所に提出する書類には，個人番号（マイナンバー）を記載しないでください。
- 2 住民票等を提出する必要がある場合には，個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。
- 3 その他，証拠（書証），疎明資料等を提出する場合は，個人番号（マイナンバー）が含まれていないかよく確認してください。もし，含まれていたら，個人番号（マイナンバー）の部分を塗りつぶしたコピーを提出してください。

さいたま地方裁判所

さいたま家庭裁判所